

11.8.12 決定

岩井・境都市計画地区計画の決定（岩井市決定）

岩井市新道地区地区計画を次のように決定する。

名 称	新道地区地区計画		
位 置	茨城県岩井市大字岩井の一部		
面 積	約 3. 9 h a		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		<ul style="list-style-type: none"> 当地区は、国道354号（都市計画道路3・4・5辺田・本町線）沿道に形成されている岩井市の中心商店街の北端にあり、都市計画道路3・4・4辺田上出島線との交差部に位置する住・商混在地区である。 都市計画道路3・4・5辺田・本町線（計画幅員16m）沿道は、道路の拡幅整備に併せて商店街の近代化を図る「岩井センターモール事業」の区域に位置づけられており、本地区に隣接する商業地域（本町・仲町・新町地区）においては、岩井市の顔となるショッピングモールが整備済みとなっている。 本地区計画は、モール区域の「北の玄関口」となる新道地区において、道路の拡幅整備に併せた建築物等の整備・誘導を行うことにより、商店街としての一体性・連続性を確保するとともに、既存住宅との共存を図り、個性的で魅力ある環境・景観づくりを推進することを目標とする。
	土地利用の方針		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・5辺田・本町線沿道においては、岩井市の中心商店街としての一体性・連続性を確保しつつ、近隣商業地域としての健全かつ有効な土地利用を推進する。 その他の地区については、既存住宅等の環境に配慮しつつ、未利用地等の有効利用を促進し、上記沿道地区と一体的に、モールの「北の玄関口」として魅力ある地区の形成を図る。
	建築物等の整備の方針		<ul style="list-style-type: none"> 健全かつ有効な土地利用と魅力ある商店街の形成を図るため、建築物等の用途の制限を行うとともに、店舗の共同化等を促進する。 魅力ある都市景観の形成のため、建築物等の形態・意匠の統一を図るとともに道路に面する部分等の宅地内の緑化を推進する。
地区整備計画	地区区分	区分の名称	A地区（沿道地区）
	区分	区分の面積	1. 8 h a
	建築物の用途の制限		<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる建築物は建築してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これらに類するもの (3) 倉庫業を営む倉庫
	建築物等の形態又は意匠の制限		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・5辺田本町線に面する宅地の建築物の外壁の色彩は、アイボリー・ホワイト系を基調とする。 広告・看板の大きさ、位置、色彩などについては地区の環境を損なわないものとする。
適用の除外		<ul style="list-style-type: none"> 本地区計画に係る都市計画決定の際、現に存する建築物等でこれらの規定に適合しないものを継続して使用する場合についてはこの限りでない。 	

区域は計画図表示のとおり

地区整備計画図

